仙台市下水道事業における「水の官民連携」導入検討について

令和8年11月5日

仙台市　建設局　下水道調整課

本説明会の主旨

調査主旨

本調査は、仙台市下水道事業において「水の官民連携」の導入を検討するにあたり、事業の概要や課題、現時点での導入想定案等を提示し、民間事業者の皆さまから広く意見を募ることで、参入意欲や懸念点について把握することを目的としております。

注意事項

本資料は、検討段階のものであり、導入することも含め、確定情報ではないことをご承知おきください。

目次

1 仙台市下水道事業の概要

2 仙台市下水道事業の現状と課題

3 水の官民連携の概要

4 水の官民連携 導入想定案

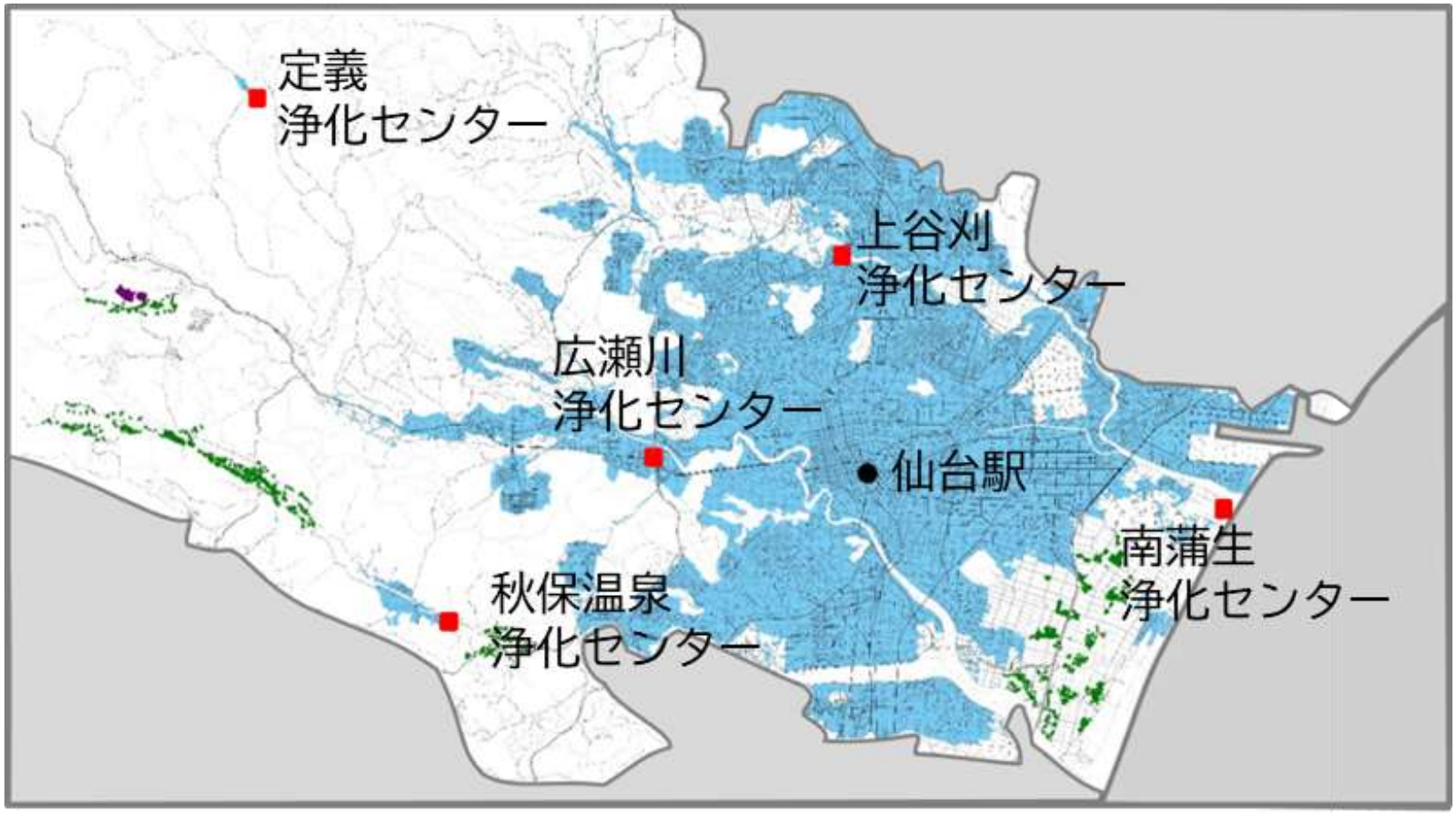
5 事業スケジュール案

6 アンケート調査

1　仙台市下水道事業の概要

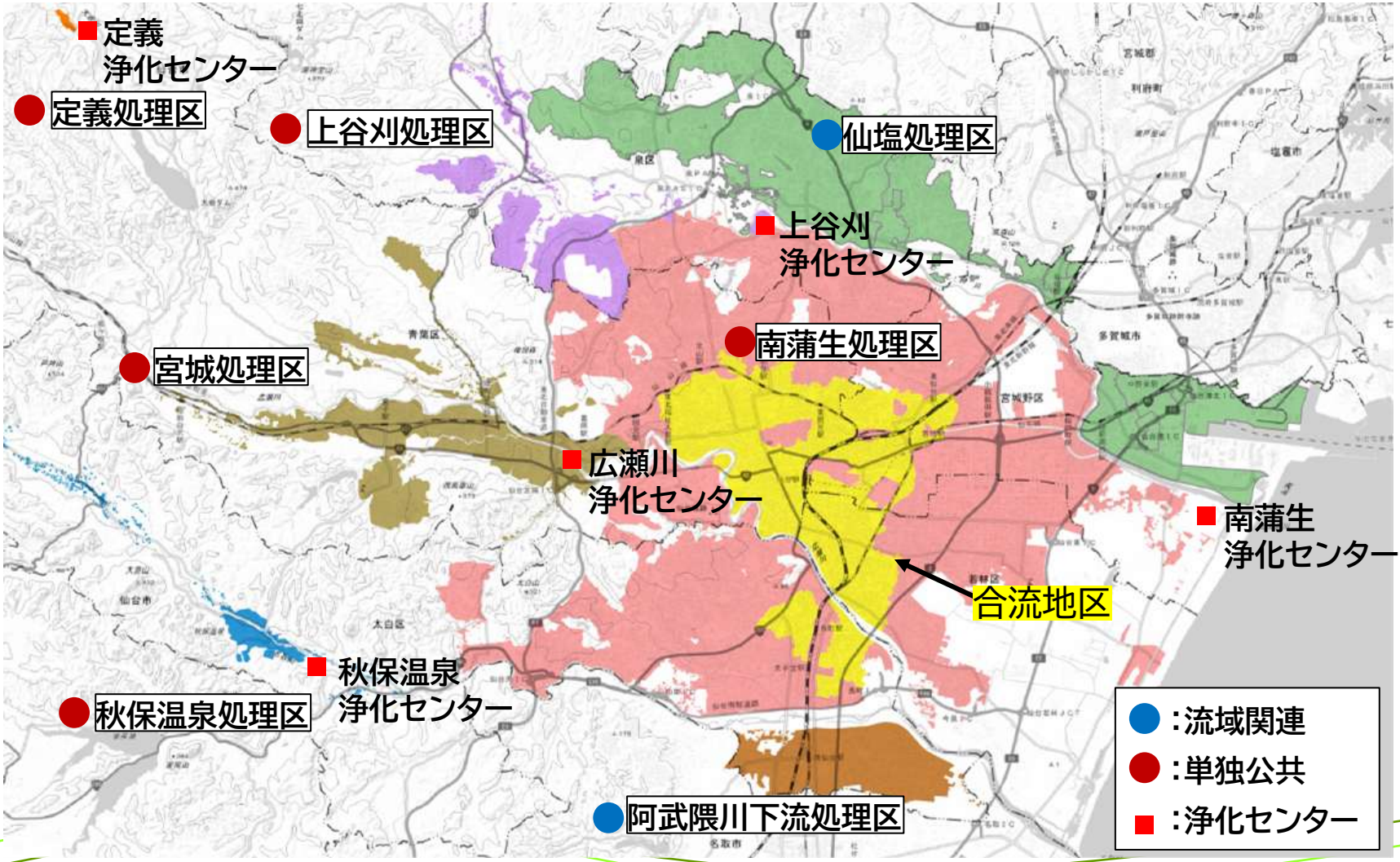
1 仙台市下水道事業の概要

- 本市では、公共下水道事業、農業集落排水事業、地域下水道事業を行っております。



1 仙台市下水道事業の概要

- 公共下水道は、5つの単独公共下水道と2つの流域関連公共下水道で構成されます。
- 排除方式は、南蒲生処理区内の一部が合流区域となっており、それ以外は分流区域となっています。



1 仙台市下水道事業の概要

- 処理区別の概要(施設数量、供用開始年)は、下表のとおりとなります。

令和7年度末現在

処理区	南蒲生	仙塩	宮城	上谷刈	阿武隈	秋保	定義	合計
供用開始 (経過年数)	M32 (126年)	S38 (62年)	S52 (48年)	S49 (51年)	S46 (54年)	S59 (41年)	H6 (31年)	―
管路延長	3,031km (61%)	1,035km (21%)	341km (7%)	257km (6%)	250km (5%)	25km (-%)	2km (-%)	4,941km ※1
50年経過 管路延長 (※R7末時点)	781km (86%)	100km (11%)	0km (-%)	20km (2%)	5km (1%)	0km (-%)	0km (-%)	905km
30年以上50年 未満の経過 管路延長 (※R7末時点)	1,565km (58%)	619km (23%)	128km (5%)	170km (6%)	188km (7%)	16km (1%)	1km (-%)	2,687km
処理場	南蒲生浄化 センター	―	広瀬川浄化 センター	上谷刈浄化 センター	―	秋保温泉浄 化センター	定義浄化 センター	5箇所
ポンプ場 ※2	36箇所 汚水:24 雨水:12	7箇所 汚水:1 雨水:6	3箇所 汚水:3 雨水:-	5箇所 汚水:5 雨水:-	2箇所 汚水:- 雨水:2	2箇所 汚水:2 雨水:-	―	55箇所

※1　管路延長は、公共下水道の延長を計上。農集・地域を含む場合は5,031km
※2　マンホールポンプは除く

2 仙台市下水道事業の現状と課題

2 仙台市下水道事業の現状と課題（仙台市の現状）

- 本市では、平成25（2013）年度よりアセットマネジメント*を導入し、効率的・効果的な事業運営を図ってきました。また、アセットマネジメントシステム* *を運用し、施設ごとのリスクの状況を分析・評価し、リスクの高さに基づいた優先順位付けにより、対策を実施することにより、施設の状況に応じた適切な時期に投資を行うとともに、ライフサイクルコストの最適化を進めてきました。

＊アセットマネジメント
：組織が目標を達成するために、コスト、リスク、パフォーマンス　（施設機能や性能など）の最適なバランスを図りながら、アセット（資産）の価値の最大化を実現し、効率的・効果的に事業を運営する活動のこと。

＊＊アセットマネジメントシステム
：アセットマネジメントに取り組むために必要となる様々なツールや技術手法などを統合し、整理した仕組み全体のこと。

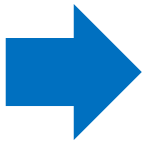
2 仙台市下水道事業の現状と課題(ヒト)

- 令和7年度時点で本市では計247名が下水道事業に従事しております。一方で50代以上の職員が全体の半数近くを占めている状況となっており、**将来の人員確保、技術力の維持・継承**に課題があります。

- また、将来の事業環境においては、老朽化施設の増加やベテラン職員の退職に伴う必要人員の不足が生じることで、**必要人員の確保**が困難な状況となることが課題として挙げられます。

本市下水道職員構成
（令和7年度時点）

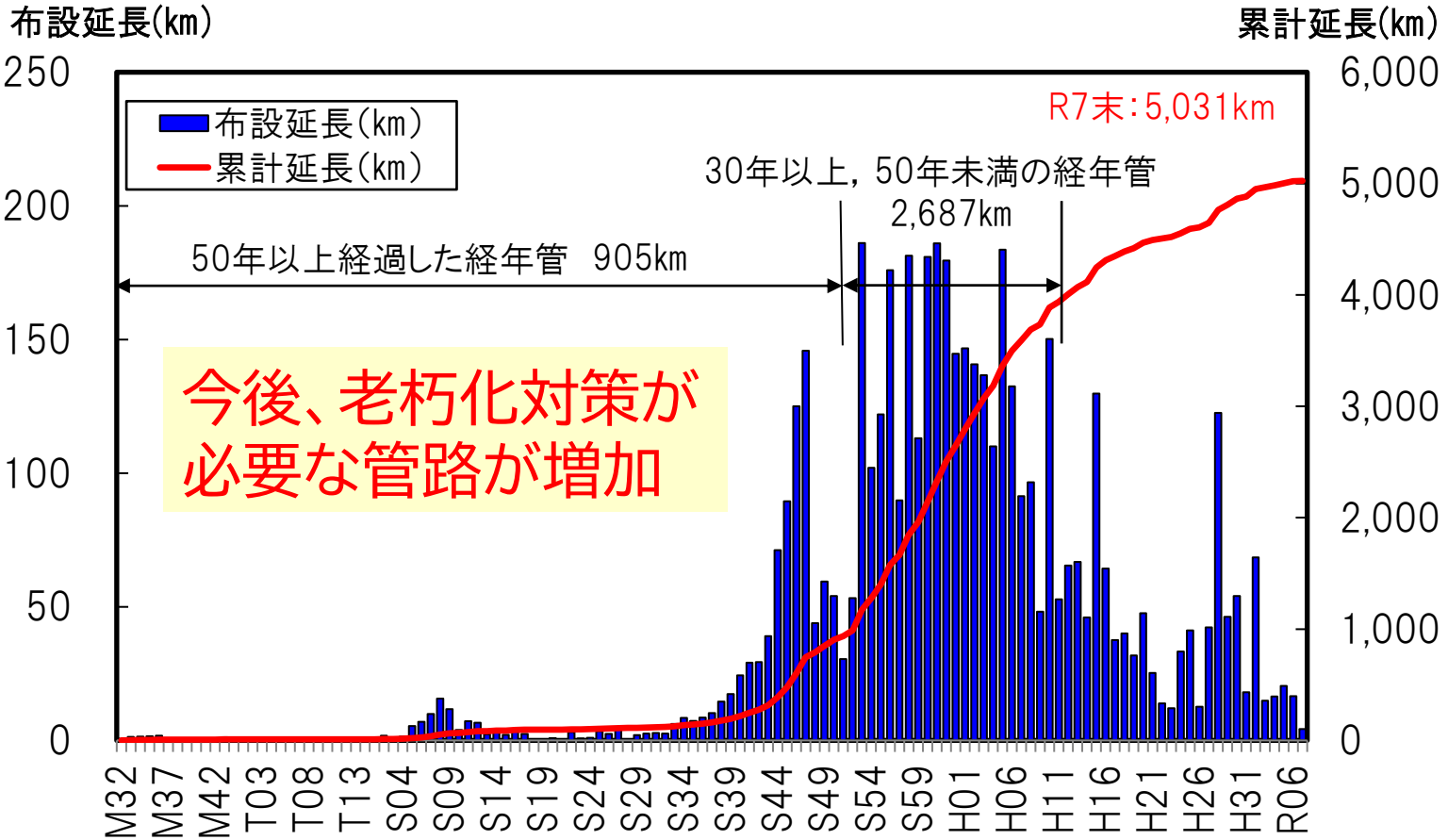
年代	人数
20代	26名
30代	70名
40代	43名
50代	61名
60代	47名
計	247名



ベテラン職員の退職

2 仙台市下水道事業の現状と課題（モノ）

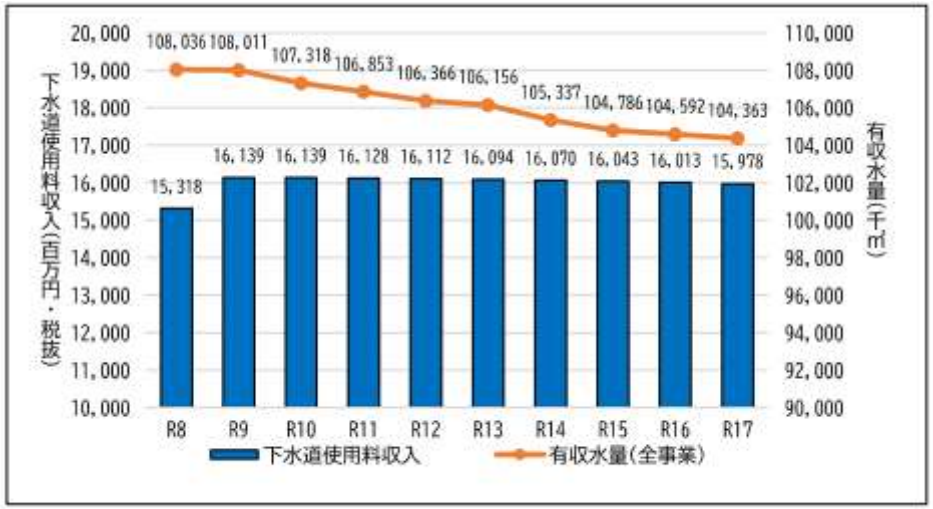
- 本市が保有する管路施設は、累計延長のうち、約1,000km弱が標準耐用年数での50年を経過している状況です。また、処理場やポンプ場は管渠よりも設備の標準耐用年数が短いことから両施設とも**老朽化対策を早急に進める必要**があります。



本市下水道管路の布設年度と延長

2 仙台市下水道事業の現状と課題（カネ）

- 本市の人口は近い将来減少局面を迎え、下水道の有収水量も減少していくと見込んでおり、それに伴い、**下水道使用料収入は減少**していく見通しです。



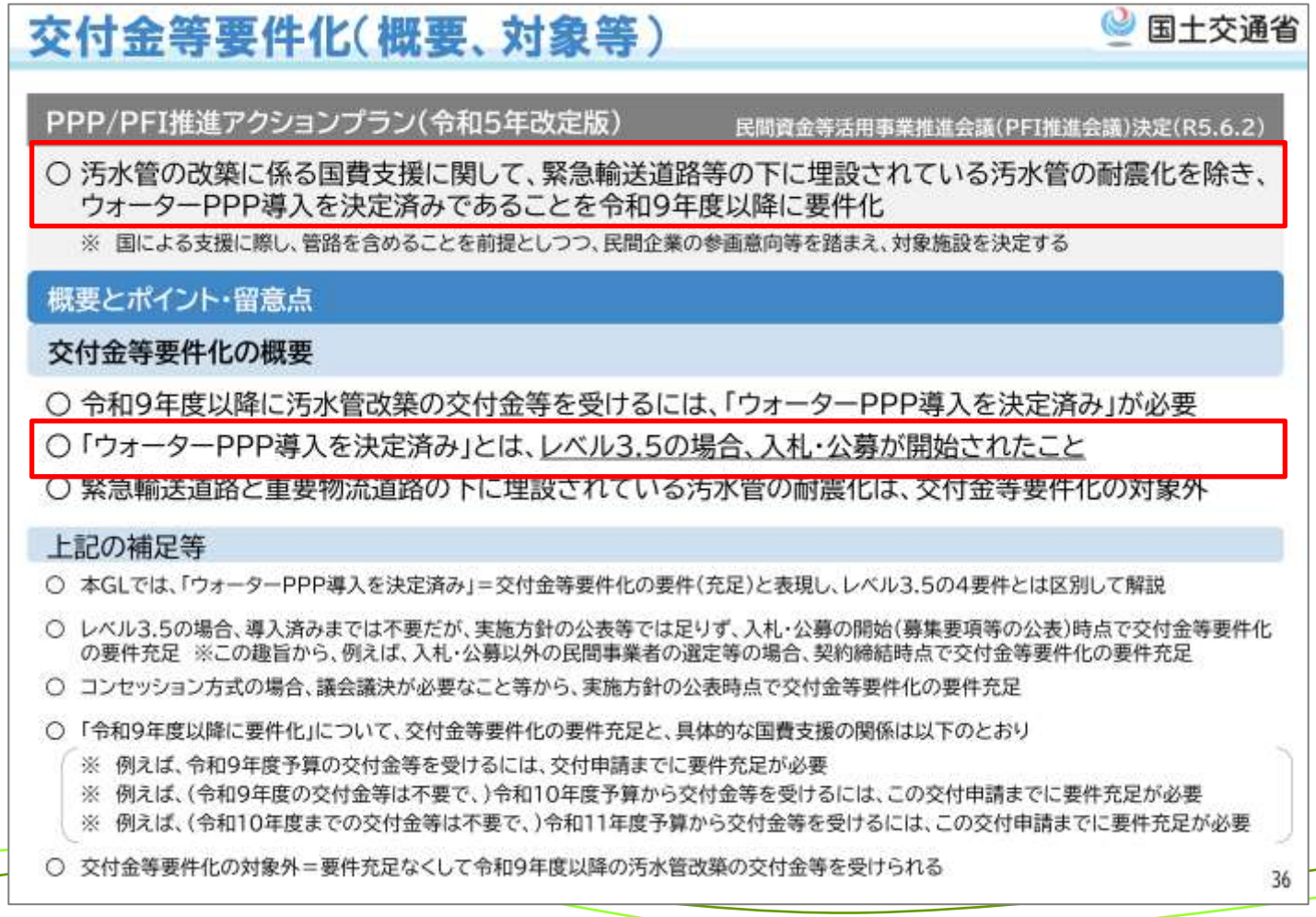
下水道使用料収入と有収水量の見通し

出典：仙台市下水道中期経営計画（令和8（2026）～12（2030）年度

- **維持管理費（下水道施設の維持管理等に要する費用）**は、物価高騰の影響や管理施設数の増加等に伴い、**増加**していくことを見込んでいます。
- **建設改良費（下水道施設の改築・更新等に要する費用）**は、高度経済成長期に布設した管路や整備された設備が、順次更新時期を迎えていくことで、更新需要が増大していくこと、また、労務単価や資機材単価等も上昇していくことから、**さらに増加**していく見通しです。

（参考）国費支援（補助金・交付金）の交付要件

- 国は、令和9年度以降の汚水管改築に係る国費支援（補助金・交付金）の交付要件として、「水の官民連携の導入が決定済みであること」を要件化



交付金等要件化（概要、対象等）

国土交通省

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）　民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）決定（R5.6.2）

○ 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

交付金等要件化の概要

○ 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要

○ 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと

○ 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている汚水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

上記の補足等

○ 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」＝交付金等要件化の要件（充足）と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説

○ レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で交付金等要件化の要件充足　※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金等要件化の要件充足

○ コンセッション方式の場合、議会議決が必要なこと等から、実施方針の公表時点で交付金等要件化の要件充足

○ 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり

※ 例えば、令和9年度予算の交付金等を受けるには、交付申請までに要件充足が必要
※ 例えば、（令和9年度の交付金等は不要で、）令和10年度予算から交付金等を受けるには、この交付申請までに要件充足が必要
※ 例えば、（令和10年度までの交付金等は不要で、）令和11年度予算から交付金等を受けるには、この交付申請までに要件充足が必要

○ 交付金等要件化の対象外＝要件充足なくして令和9年度以降の汚水管改築の交付金等を受けられる

36

【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

2 仙台市下水道事業の現状と課題（まとめ）

- 本市では、アセットマネジメントを導入し、維持管理やライフサイクルコストの最適化を図ってまいりました。
- しかし、下水道事業は今後さらに課題が増えていくことが予想されます。

ヒト	モノ	カネ
・将来の人員確保 ・ベテラン職員の退職に伴う技術継承	・老朽化施設の増加	・下水道使用料収入の減少 ・維持管理費および建設改良費の増加

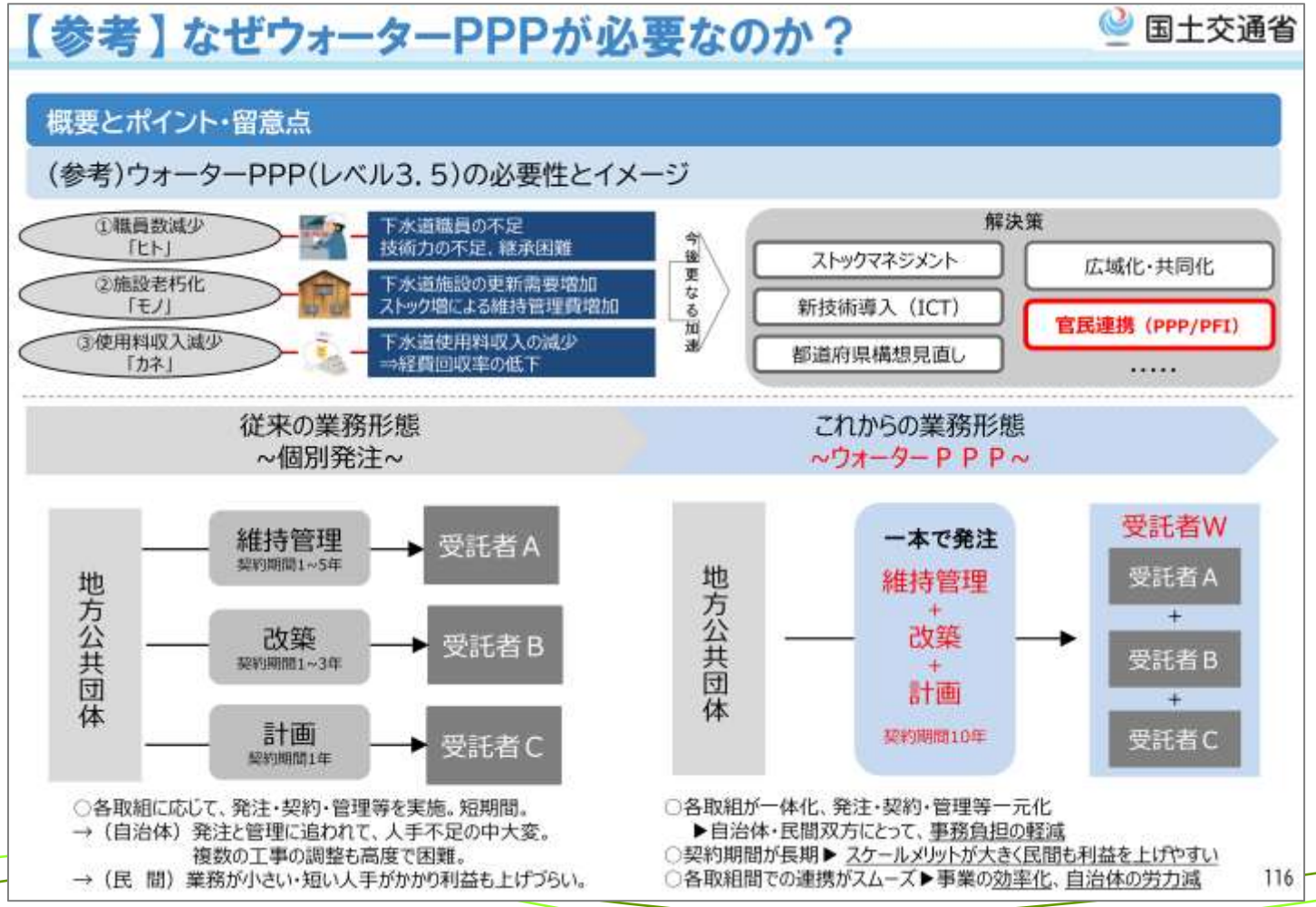
上記課題に対応するため、本市におきましても民間活力を活用する「水の官民連携」の導入可否について検討することといたしました。

3 水の官民連携の概要

3 水の官民連携の概要

水の官民連携の必要性（下水道事業の課題解決）

- 国は「上下水道事業が抱える課題への解決策の1つ」として、民間のノウハウや創意工夫を活用することができる官民連携事業（水の官民連携）の導入を推進している。



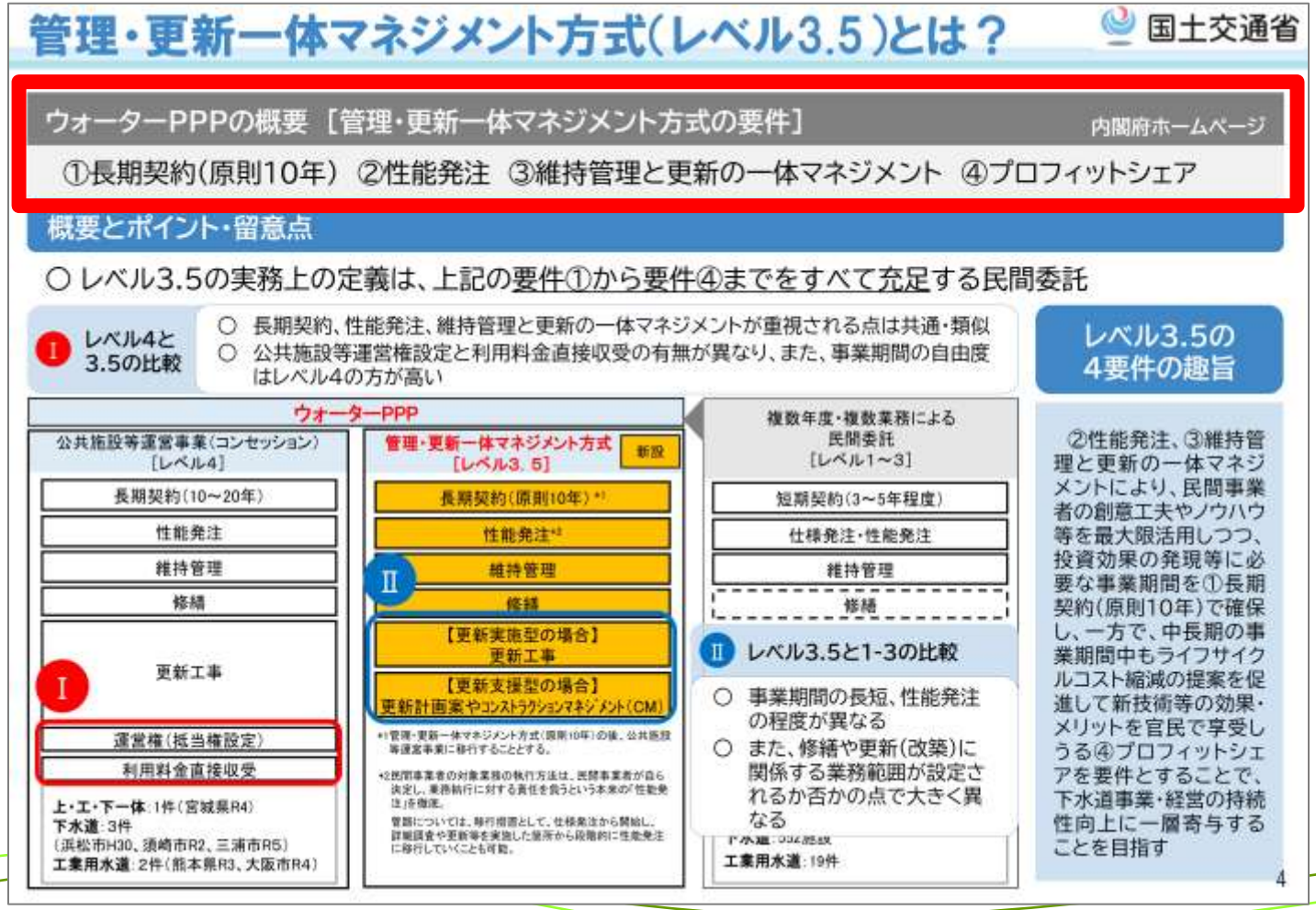
【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

3 水の官民連携の概要

水の官民連携の概要

- **水の官民連携には4つの要件を満たす必要がある。**
- 水の官民連携には「レベル4」と「レベル3.5（更新実施型）」、「レベル3.5（更新支援型）」がある。

4要件

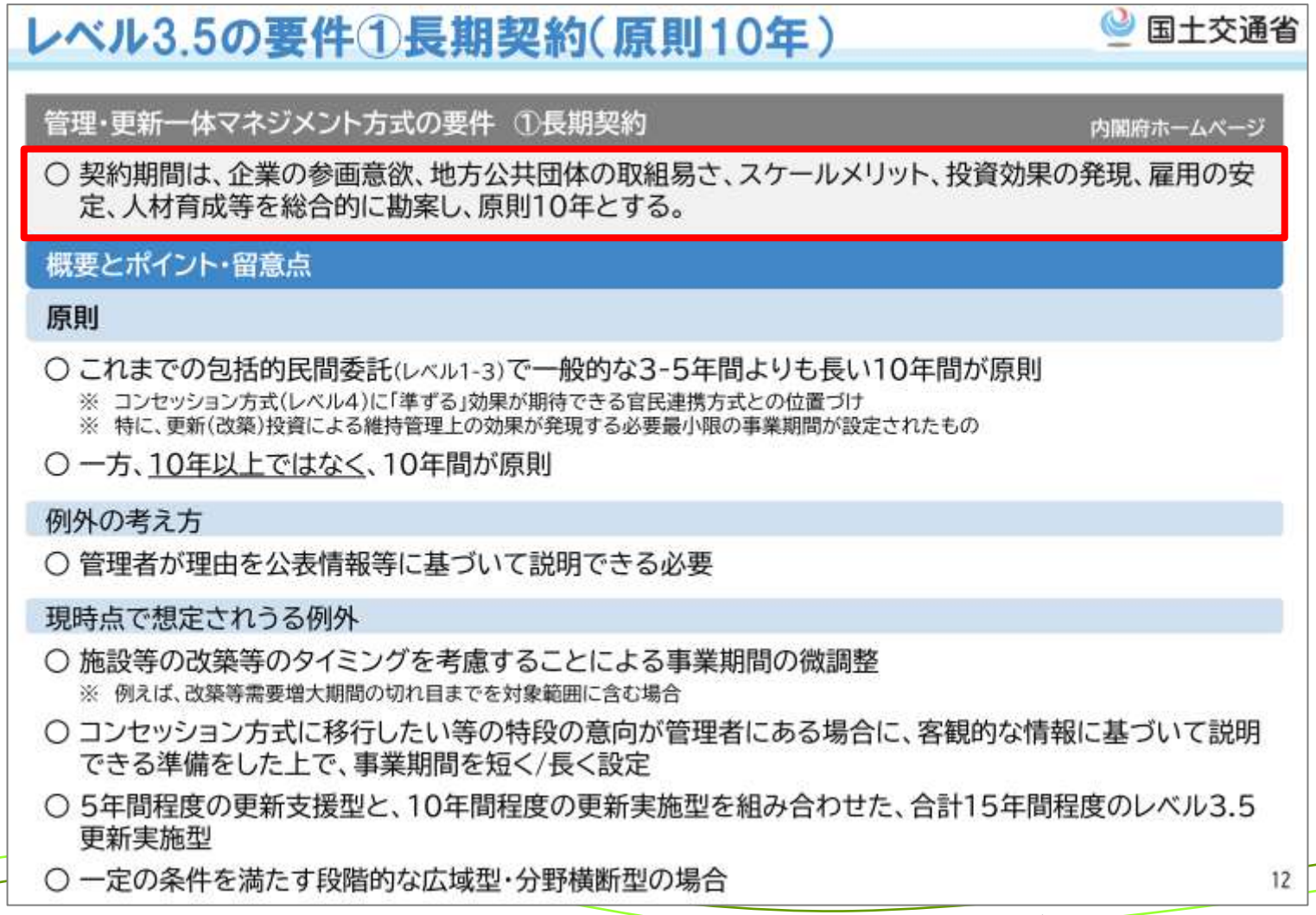


【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

3 水の官民連携の概要

［要件①］
長期契約（原則10年）

●水の官民連携の契約期間は、効果発現等を考慮して原則10年とする。



レベル3.5の要件①長期契約（原則10年）

国土交通省

管理・更新一体マネジメント方式の要件　①長期契約　内閣府ホームページ

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

概要とポイント・留意点

原則

○ これまでの包括的民間委託（レベル1-3）で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
※ コンセッション方式（レベル4）に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
※ 特に、更新（改築）投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの

○ 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

例外の考え方

○ 管理者が理由を公表情報等に基づいて説明できる必要

現時点で想定されうる例外

○ 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合

○ コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定

○ 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

○ 一定の条件を満たす段階的な広域型・分野横断型の場合

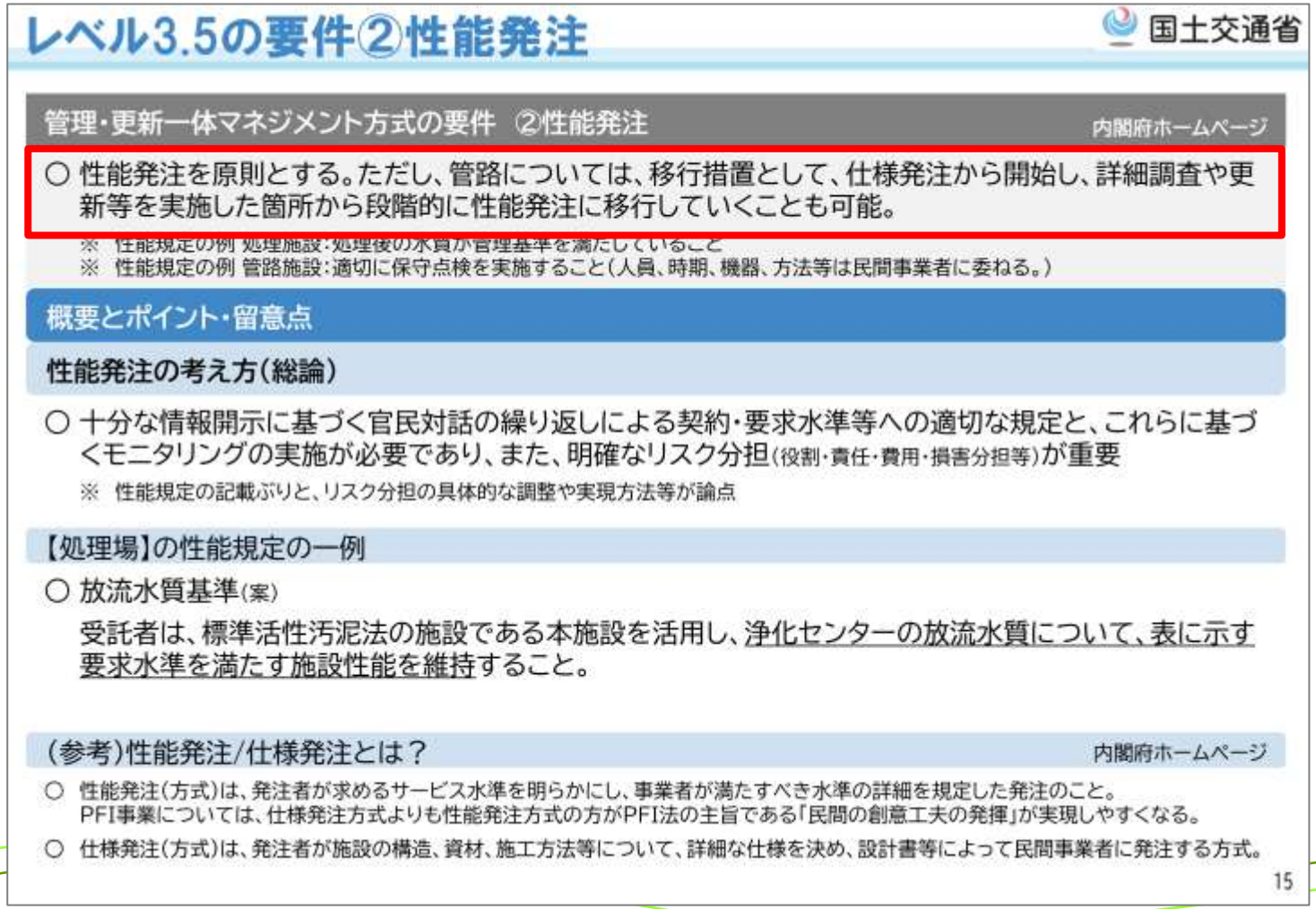
12

【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

3 水の官民連携の概要

［要件②］
性能発注

- **水の官民連携は、「性能発注」を原則とする。**
- ただし、管路については、仕様発注から段階的に性能発注へ移行することも可能である。



レベル3.5の要件②性能発注

国土交通省

管理・更新一体マネジメント方式の要件　②性能発注　内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
※ 性能規定の例 管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方（総論）

○ 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割・責任・費用・損害分担等）が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

【処理場】の性能規定の一例

○ 放流水質基準（案）

受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

（参考）性能発注/仕様発注とは？　内閣府ホームページ

○ 性能発注（方式）は、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。
PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

○ 仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

15

【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

3 水の官民連携の概要

［要件③］
維持管理と更新の一体マネジメント

●水の官民連携では、日常の維持管理業務（点検調査等）とストックマネジメント計画に関連する業務を一体的に行うことで、維持管理上の気づきをストックマネジメント計画に反映させやすくなり、より効率的かつ効果的な改築更新事業となることを期待する。



【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版（国土交通省）】

3 水の官民連携の概要

[要件④]
プロフィットシェア

- ●プロフィットシェアの導入を必須とする。
- ●官民の比率は任意に設定が可能である。

レベル3.5の要件④プロフィットシェア

国土交通省

管理・更新一体マネジメント方式の要件　④プロフィットシェア　内閣府ホームページ

○ 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)
①	2縮減		2
②		2縮減	2

プロフィットシェア

官	民
1	1
1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。
※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6　日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと　※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

○ 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進することが趣旨	※プロフィット＝費用縮減分
○ 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須	※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
○ 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ)	※官:民＝0:10も可能(管理者の任意)
○ 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例	※契約後VE等は例示の一つ

(参考)プロフィットシェアリング　※要件④プロフィットシェアと異なる(同一の趣旨ではない)　内閣府ホームページ

○ 各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。

27

【出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン第1.3版(国土交通省)】

4 水の官民連携 導入想定案

4 水の官民連携 導入想定案

- 本市では、「水の官民連携」の導入について下記内容を想定しております。

契約期間：10年間の契約

発注方式：性能発注を想定
ただし、仕様発注から段階的に性能発注へ移行する方式も検討

対象施設：①管路　②施設　①管路＋②施設

事業方式：レベル3.5　更新支援型・更新実施型の双方を検討

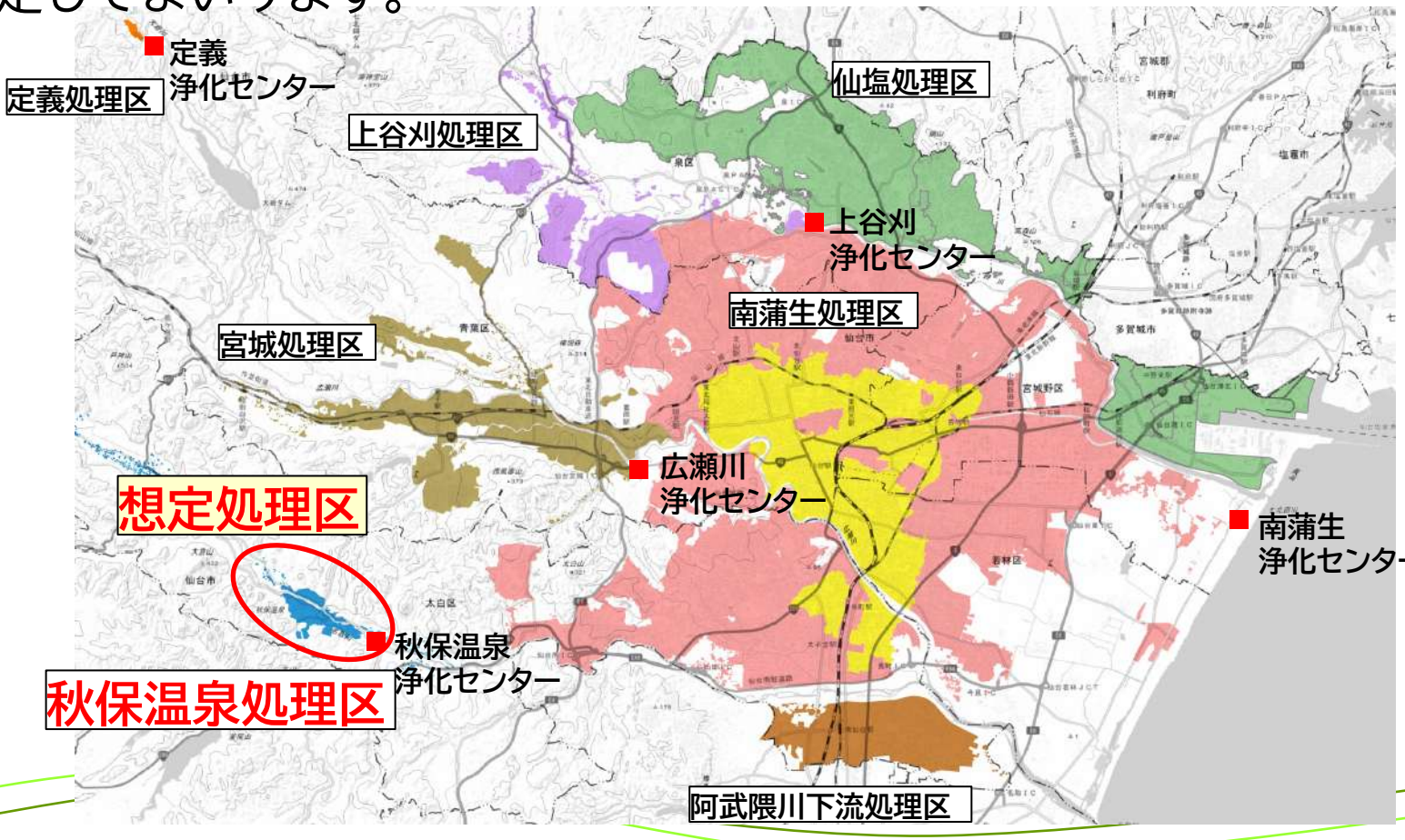
プロフィットシェア：配分比率等の詳細は今後検討

処理区　：秋保温泉処理区

付帯事業：対象施設に①管路を含む場合、市内全域の管路法定点検を含める

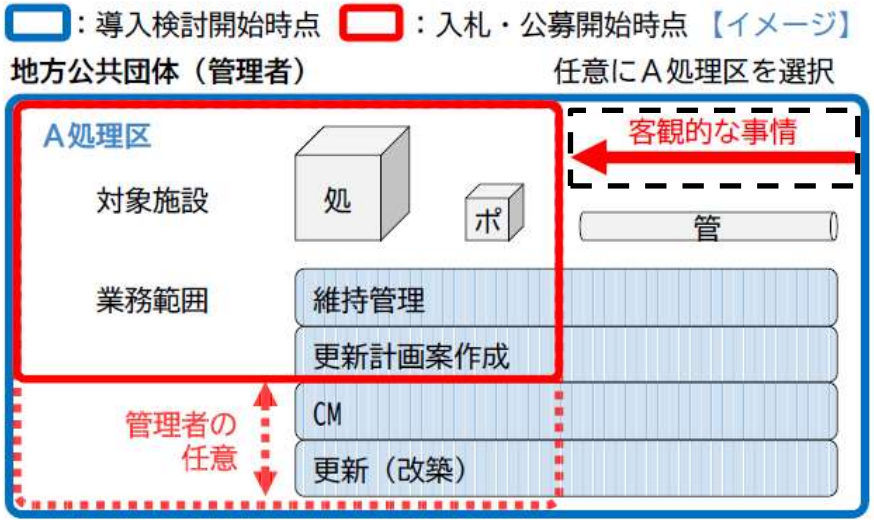
4 水の官民連携 導入想定案

- 本市では、水の官民連携について、現時点ではモデルケースとして比較的導入検討を進めやすい秋保温泉処理区での導入を想定しております。
- なお、アンケートでは、公共下水道の全処理区を対象として民間事業者の皆さまから広くご意見を伺い、その結果を踏まえて今後の対象処理区等を選定してまいります。



4 水の官民連携 導入想定案

- 対象施設は、 処理区内すべての施設を対象施設として検討することが基本とされております。



処理区のすべての施設を対象としない場合、客観的な事情が必要となる。
※客観的な事情：マーケットサウンディング（MS）等

⇒<u>他都市のMSにて、管路・施設の個別管理を要望する事例が複数有</u>

- 本市では、他都市での検討状況を考慮し、
<u>①管路　②施設　①管路＋②施設</u>の3つの検討パターンを想定しております。

4-① 水の官民連携 導入想定案(管路)

【管路の場合の業務内容】

・管路の導入想定案は以下のとおりです。

※本市アセットマネジメントに基づく、秋保温泉処理区内の管路の計画的な点検・調査・(加えて計画的な改築)

の業務内容を検討しております。

処理区	秋保温泉処理区（管路）
対象施設	本管延長：25km
事業方式	更新支援型＋更新実施型 更新支援型にて導入し、２年目以降に更新実施型に移行も想定
業務内容	※計画的な点検・調査・（計画的な改築） 事後保全の維持管理は、現段階では直営にて実施を想定
付帯事業	秋保温泉処理区を含む（市内全域）管路法定点検実施

4-① 水の官民連携 導入想定案(管路)

【付帯事業】
(秋保温泉処理区を含む(市内全域)管路法定点検実施について)

令和8年7月、下水道法が改正され、下水道診断基準の法制化と点検が強化されました。本市では、管路の付帯事業として、対象処理区を含む(市内全域)法改正に伴う法定点検のうち、**概略点検を業務内容に含めること**を想定しております。

【概略点検の対象となる管路延長(想定)】

処理区	南蒲生	仙塩	宮城	上谷刈	阿武隈	秋保	定義	合計
概略点検延長	770km (68%)	220km (19%)	55km (5%)	25km (2%)	55km (5%)	19km (1%)	1km (-%)	1,150km

※下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理【令和8年1月20日】より算出
※最終整理の内容により、数値が変更となる可能性があります。

4-① 水の官民連携 導入想定案(管路)

【管路の場合の想定事業量】

本市の導入想定案

令和7年度末現在

処理区	南蒲生	仙塩	宮城	上谷刈	阿武隈	秋保	定義	合計
経過年数 ※最も古い布設管	126年	62年	45年	51年	55年	49年	31年	—
管路延長	3,031km (61%)	1,035km (21%)	341km (7%)	257km (6%)	250km (5%)	25km (-%)	2km (-%)	4,941km
概略点検延長	770km (68%)	220km (19%)	55km (5%)	25km (2%)	55km (5%)	19km (1%)	1km (-%)	1,150km
老朽化調査延長	53km (79%)	6km (8%)	3km (5%)	3km (5%)	1km (1%)	1km (1%)	-km (-%)	67km
老朽化対策延長	31km (82%)	2km (6%)	1km (2%)	3km (8%)	0.1km (-%)	1km (2%)	-km (-%)	38km

※概略点検延長:下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理【令和8年1月20日】より想定

※老朽化調査延長:アセットマネジメントガイドラインに基づく、令和12年度以降に実施するカメラ調査の対象となる管路延長の想定

※老朽化対策延長:過去のカメラ調査結果より算出のした、工事対象となる延長の想定

4-① 水の官民連携 導入想定案（管路）

【参考】包括的民間委託との関係

本市では、令和3年度より、若林区の管路施設等維持管理業務にて包括的民間委託を実施しており、R9年度からは、泉区・宮城野区にも区域を拡大します。

水の官民連携では、包括的民間委託（事後保全）とは区分し、調査や点検など、予防保全に関する維持管理業務の実施を想定しております。

包括的民間委託で実施している維持管理業務

項目	業務内容
市民対応・受付	電話・窓口受付
要望等による短期的巡視・点検	カメラ調査（簡易）、道路陥没空洞調査
計画的巡視・点検	調整池・排水樋門等の指定する施設の点検
清掃	管路・側溝の清掃、汚泥処分、除草
補修・修繕	破損箇所の補修・修繕

4-② 水の官民連携 導入想定案(施設)

【施設の場合の業務内容】

・現時点の導入想定案は以下のとおりです。

処理区	秋保温泉処理区(処理場・ポンプ場)
対象施設	処理場1箇所(秋保温泉浄化センター) 汚水ポンプ場2箇所
事業方式	更新実施型
運転管理	運転管理・不具合対応
維持管理	保守点検・浚渫・緑地管理・汚泥等運搬・水質試験 等
修繕	12 件/年(想定)
改築更新工事	100/400 資産(想定)

4-② 水の官民連携 導入想定案(施設)

【施設の場合の想定事業量】

本市の導入想定案

令和7年度末現在

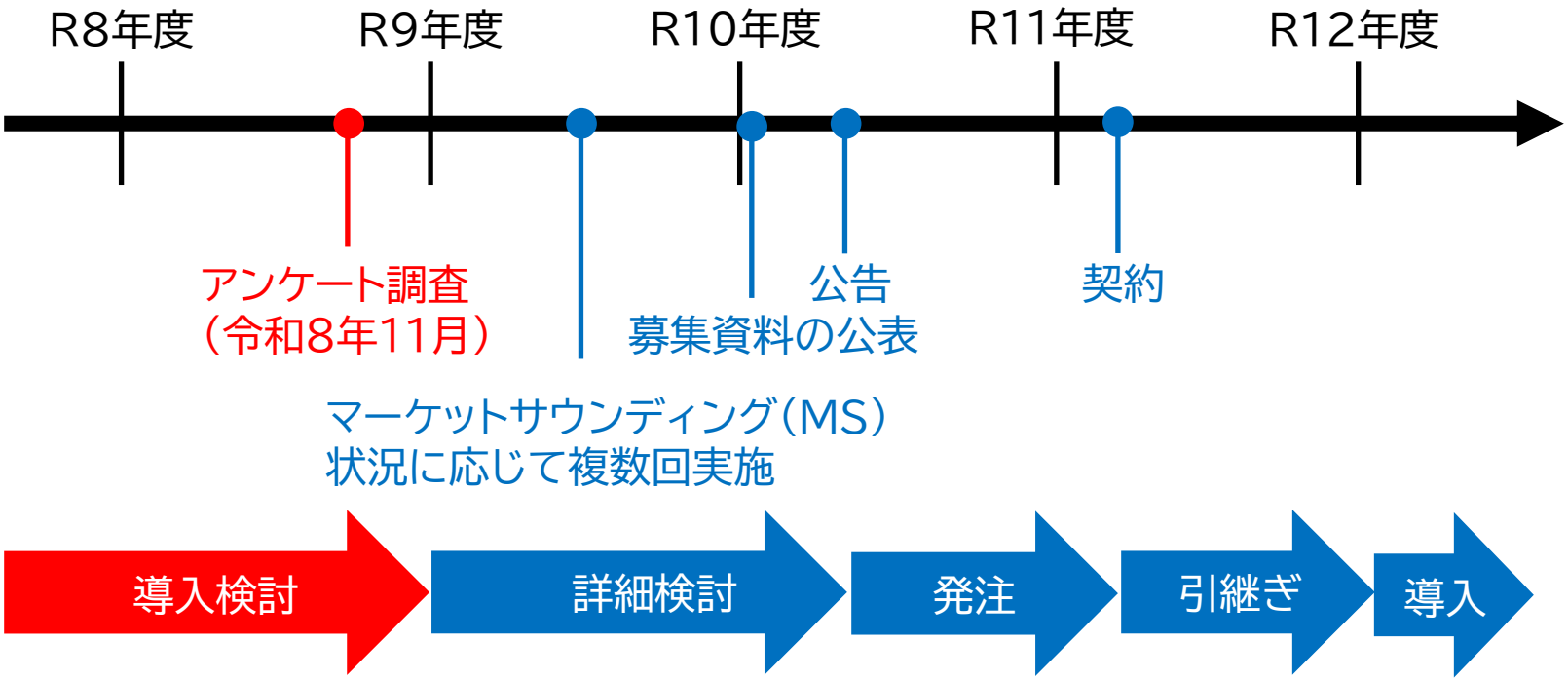
処理区	南蒲生	仙塩	宮城	上谷刈	阿武隈	秋保	定義
処理場 (経過年数)	南蒲生浄化センター ※水処理施設のみ (62年)	―	広瀬川浄化センター (33年)	上谷刈浄化センター (49年)	―	秋保温泉浄化センター (38年)	定義浄化センター (28年)
ポンプ場 (経過年数) ※最も古い施設	36箇所 汚水:24 雨水:12 (60年)	7箇所 汚水:1 雨水:6 (45年)	3箇所 汚水:3 雨水:- (31年)	5箇所 汚水:5 雨水:- (45年)	2箇所 汚水:- 雨水:2 (34年)	2箇所 汚水:2 雨水:- (38年)	―
修繕	210件 /年	33件 /年	45件 /年	20件 /年	12件 /年	12件 /年	5件 /年
改築更新	3000/ 7000 資産	500/ 1100 資産	850/ 1500 資産	200/ 650 資産	200/ 400 資産	100/ 400 資産	100/ 150 資産

※合流式ポンプ場など、汚水の排水機能を含む施設は汚水施設に区分
※南蒲生処理区の雨水ポンプ場は、認可ポンプ場8箇所＋その他雨水ポンプ施設4箇所
※修繕件数は、資産数の3%を想定
※改築更新資産は、標準耐用年数を超過したものの概数

5 事業スケジュール案

5 事業スケジュール案

- 現時点(R8.11)における導入までのスケジュール案は以下のとおりです。
  導入する施設によって、変更となる可能性があります。



6 アンケート調査

６ アンケート調査

具体的な導入内容の検討のため、アンケート調査を実施いたします。

アンケート調査概要	
HP公表日	令和８年１１月　６日（金）
回答期限	令和８年１１月３０日（月）　17:00
回答方法	オンラインフォームへ回答（URLはHPに掲載）
調査項目	・仙台市の官民連携事業への参入意欲 ・仙台市の導入想定案に対する意見 ・官民連携の４要件についての意見
結果公表	令和９年１月中旬以降（抜粋して公表予定）

【参考】下水道法改正に伴う点検・調査

- 概略点検の主な内容（手法：簡易直視式カメラ（側視無し）、洗浄一体型カメラ）
  ：対象の状態を診断（健全度Ⅰとそれ以外）するため、異常の有無を確認すること。

□ 管路区分

管路区分	対象
重要管路	• **下水処理場～処理場直前の最終合流地点までの管路** • 流域下水道管路（本市対象外） • **管径2m相当以上の大口径管路** • **緊急輸送路下、軌道下、河川下の管路**
重要管路以外の管路	• 上記以外

□ 要注意箇所

箇所区分	主な対象
化学的弱点箇所	圧送管吐出し先、伏越室の壁や伏越し下流部などの硫化水素による腐食リスクの高い箇所や海水を含む地下水の浸入がある箇所など
力学的弱点箇所	重要管路のマンホールと管きょの接続箇所（継手部の可とう化等により耐震性能を有している箇所を除く）
地盤的弱点箇所	地下水位が高い砂質土の地盤に設置された「重要管路」において、直近の詳細点検で「浸入水・破損・クラック・継手ズレのいずれかにより健全度Ⅱ」と診断された箇所

【参考】下水道法改正に伴う点検・調査

■ 要注意箇所(特に注意すべき箇所)

区分	主な対象
３つの弱点要素が重なる箇所	化学・力学・地盤的弱点の３つ全ての条件に該当する箇所
硫化水素ガス濃度が特に高い箇所	年間平均硫化水素濃度50ppm以上で、暗渠かつ腐食しやすい材料で造られている箇所（腐食を防止する措置が講ぜられている箇所を除く）

■ 点検頻度

管路区分	箇所区分	点検頻度	
		健全度Ⅰ～Ⅱ	健全度Ⅲ
重要管路	要注意箇所（特に注意すべき箇所）	3年に1回以上	1～2年に1回以上
	要注意箇所	5年に1回以上	2～3年に1回以上
	要注意箇所以外	10年に1回以上	5年に1回以上
重要管路以外の管路	要注意箇所	5年に1回以上	
	要注意箇所以外	リスク等を踏まえ自治体毎に設定	

【参考】下水道法改正に伴う点検・調査

□ 健全度

健全度区分	状態	対応の考え方	対応例
Ⅳ：緊急措置段階	安全性が低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の対応が必要	緊急に改築を実施し、健全度Ⅰにすることを基本	● 緊急改築 ● 応急対策
Ⅲ：早期措置段階	安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の対応が必要	詳細点検の頻度を増やし、改築時期を判断	● 詳細点検の高頻度化 ● 設計 ● 予算確保
Ⅱ：要監視段階	安全性がていかしていないが、異常の進行を監視することが必要	計画的に詳細点検を実施	● 応急措置 ● ストマネ計画への位置付け ● 詳細点検（調査）
Ⅰ：健全	安全性が低下していない状態	計画的に点検を実施	● 定期点検
診断保留	十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態	点検方法の高度化を検討・実施	